

重度心身障害者医療費助成制度への所得制限導入について

- 応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることから所得制限を導入する。

開始時期

- 平成31年1月1日
- ※ 平成30年12月31日までに資格を取得している方については、平成34年9月30日までは今までどおり支給されます。

所得の基準

- 国の「特別障害者手当」の所得基準に準拠する。（本人のみの所得）
- ※ 所得の額の算定については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の扶養義務者の基準を、限度額については同第7条の基準を用いる。（次ページ以降Q1、Q2、Q3参照）

所得把握

1 把握方法

- ①資格取得時または更新時に本人の同意を得たうえで、町が税情報等で確認する。
- ②転入者については、本人から所得証明書（全ての収入が解るもの）の提出を求める。

2 把握時期

【新規】

- ①1月～9月申請者 前々年の所得
- ②10月～12月申請者 前年の所得

【更新】

10月1日までに前年の所得を基準に算定し、基準以下なら自動更新し受給者証を送付。基準額以上なら支給停止通知を送付する。

所得制限の対象となる所得

【所得の範囲】

- 地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税について同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条）
- ※ 障害年金・遺族年金・公務扶助料・生活保護金品・福祉金品・通勤手当等の非課税所得については、所得の範囲に含めない。

【所得の算定】

- 所得制限基準額と比較すべき所得の額は、所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税の基礎となる所得額の合計。

控除名	説明	控除額
障害者控除（本人）	障害者控除を受けている場合 ※身障手帳、療育手帳、精神手帳、戦傷病手帳所持者	270,000円
特別障害者控除（本人）	特別障害者控除を受けている場合 ※身障手帳1～2級、療育手帳○A,A、精神手帳1級	400,000円
障害者控除（同一生計配偶者・扶養親族）	同一生計配偶者及び扶養親族が障害者控除を受けている場合	一人につき 270,000円
特別障害者控除（同一生計配偶者・扶養親族）	同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者控除を受けている場合	一人につき 400,000円
寡婦（寡夫）控除	寡婦（寡夫）控除：配偶者と死別（生死不明も含む）、若しくは離婚後に再婚していない者で、扶養親族か生計を一にする子がいる子の総所得が38万円以下であり、自身の所得が500万円以下の者	270,000円
寡婦控除の特例	寡婦のうち自分自身の所得が500万円以下で扶養親族である子供がいる者又は生計を一にする子供がいる者	350,000円
勤労学生控除	高校、大学、又は一定の専修学校・各種学校の生徒で、自ら働いて得た給与所得や雑所得がある者（年間65万円以下）	350,000円
配偶者特別控除	最高33万円。配偶者の収入により5万円ずつ減額していく。	○

○印は当該控除及び免除の実額を控除する

- ・控除できるのは、課税台帳上実際に控除されたもののみである。
- ・控除する所得額は、課税対象となる全ての所得からであり、課税台帳上の課税標準額（各種控除を控除した後の額）からさらに控除できるとしたものではない。
- ・各種控除は、地方税法による市町村・県民税の課税台帳上実際に控除されたものでなくてはならないが、控除する額は所得税法にしたがった額であり、地方税法上の額と異なることに注意。
- ・分離課税の所得がある場合は、分離課税分の課税所得を出して、課税所得を合計した上で控除していく。
- ・譲渡所得による特別控除は控除できない。

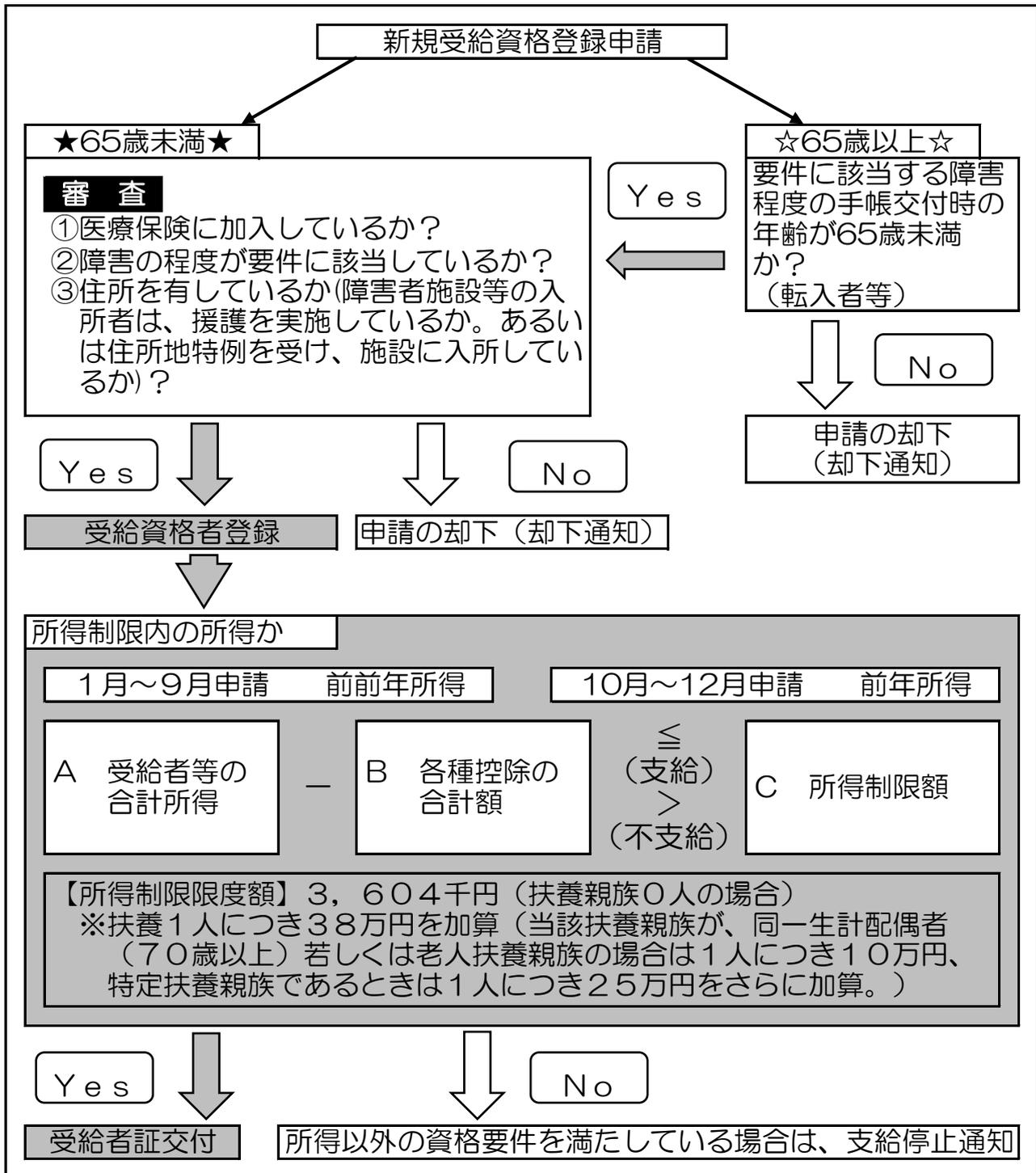
Q3：所得制限の対象となる限度額はいくらなんですか？

A：特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条を基準とします。

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円
5人	5,504,000円	7,449,000円

- 扶養人数0人のときの所得制限基準額を基準に、1人につき38万円を加算
- 当該扶養親族が、同一生計配偶者（70歳以上）若しくは老人扶養親族の場合は、さらに10万円を加算
- 特定扶養親族（19歳以上23歳未満）又は控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、さらに一人につき25万円を加算

☆ 手続及び審査フロー図



• 平成31年1月1日以降新規手帳取得者の所得審査に使用する課税年度の見方

年	31年		32年		33年		34年		35年
資格取得月	1月～9月	10月～12月	1月～9月	10月～12月	1月～9月	10月～12月	1月～9月	10月～12月	1月～9月
使用する税情報の年度	29年中所得により判定(30年度課税)		30年中所得により判定(31年度課税)		31年中所得により判定(32年度課税)		32年中所得により判定(33年度課税)		33年中所得により判定(34年度課税)